

塩化銀売払い仕様書

1 売払い物件

- (1) 品名 塩化銀
- (2) 重量 43kg (容器の重量を除く)
- (3) 性状 化学的酸素要求量の水質検査時に発生した廃液から塩化銀を沈殿させ、自然乾燥させたもの。

※上記の塩化銀は、化学的酸素要求量の水質分析時に発生した廃液に塩化ナトリウム水溶液を混ぜ沈殿させ、自然乾燥させたものであるため、全体の重量には水分及び他の不純物が含まれる。なお、不純物の含有量は全体の均一性を保証するものではない。

※売払い物件は、現状有姿で引き渡す。

※売払い物件に保管用容器を含めるものとし、容器ごと引き取ること。

2 支払い

- (1) 契約締結後、1週間以内に和歌山市が発行する納付書で支払うこと。
- (2) 引取り事業者が決定し、物品売買契約を締結後、市が売り払った塩化銀によって引取り事業者が損害を被っても、市はその責を負わないものとする。

3 売払い物件の引き渡し

- (1) 支払い金額の完納が確認できた後、搬出作業を行うこととする。
- (2) 塩化銀の引取り場所は次のとおり。

和歌山市松江東3丁目2番67号 和歌山市衛生研究所

- (3) 引取りは、午前9時00分から午後5時00分までに行うこと。
- (4) 引取りに係る経費はすべて引取り事業者の負担とする。
- (5) 搬出作業には職員が立会う。その際、台車が必要であれば職員に申し出ること。
- (6) 未払い物件の計量器は、10g単位まで計量できるものを使用する。当該引取り場所にある計量器を使用することとするが、疑義のある場合は、引取り事業者が準備すること。重量は、いずれにせよ市及び引取り事業者の両者が立会のもと再確認をすることとする。
- (7) 搬出時に搬出完了届を立会職員に提出すること。

4 その他

- (1) 売払い物件の取扱いについては、関係法令等に従って適正に行うこと。
- (2) 売払い物件を引き渡した以後において、当該物品の原因による事故等が発生しても市は一切責任を負わない。
- (3) その他疑義については、市及び引取り事業者双方が協議の上解決する。